西園雜纂

三

特別
リ5
2467
3

銀臺遺事 抄寫

内閣文庫
2.467
3

蓼太文庫
徳川宗家蔵書之印

邸を送る

一初川越中守重宝君八吳雪花翁宣元ヲ三の丸より市ヶ谷
隆庵花翁宗孝の所長ヶとして遣すの事封ぜ繁花園先
老侯三郎の内拝ニ而ヶ所ヲ所ヲ所ヲ知ル所四位下ハ和ー侍従ハ
但ー中納言ヶ所ヲ所ヲ所ヲ御の枝少将ヶ特尼ー品伊ヶ参ル三十
九年信年六十八年ヲ以て天明六年十月廿八日辛去ル
武州玉川上原ヶ地ヶ妙雲花ヶ葬ー奉る 霊感院殿前羽林次
将中大夫微叢宗印大居士ト号ス
一同ハ御ヶ有ヶ事ヶ中ヶ用ヶ様ヶ人ヶ上ヶ下ヶ之ヶ事ヶ
学ヶ家ヶ之ヶ人ヶ異ヶ色ヶ多ヶ之ヶ人ヶ也ヶ

寛延三年八月の比信濃の郡代伊奈半右衛門殿
おかれて行れ給ひ
其中の役所をかりとしたるものなれば
八月朔日遠方の人
昼夜おかまはず二日付き
一共国人四五人召捕
元文方御しきれハ
なるふきはの大きのはの若写張り
再び話へ
ふ上なれ行ふ

付上方と言ひ流しるる
て無実の罪なる者ハ
はく〳〵来ぬ一人の囚人
らるれ三番ヒ
九月、う思ひきんい囚人
三町奉行ケ
初ちりと
ハ
九月
の其

一祇八幡宮ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

設け学をふるまとめ師之其教ハ八十餘人子弟門
中ハ侍ともの年定ふ人を皆ミ多ハ武を
ハ一先其内分て秀たる武蔵寛生と名付て若ハ紀平に
形ふしめ学ひ武ひてやう新学をしむ之茶之高立う
とも信秀なる者ハ信樹ハ大と成ハ人ハ皆ハ宮廣
年月を経る学を極ハ文を拾ひ学問者を講ス教て又
我ハ武信家ハ和ハて勉ふ〳〵学問を勤ハて
五国の年此如ハ者先を惜ハて事ふに極く大ら教
授よ行ハ〳〵新て学者授よ共ハ之の乃ち人之
設ける志を勵まそふ

たるとれハ宝暦十年二月を初ハ学堂を建て武
道士として学問学を仰上の二
女を教ひて高額を学ふる日の三八の日ハ道場一人授
道士其日ハ家を一人門弟ハ悔ひ出無ハ出ハ
毎ハ学を授義と学ひ侍ハ毒ハ自身ハ
毎ふ出一人宮出て年ふ引先れ高位の師より以下皆
十月ふして道を竹其出人武者を宮参拝して盛
風を行ふ武ハ家の云る。形ふ〳〵ふ道場の先ハ毛理
を設ける学ふ又入ふを設ハ道を後ハ(ふ)とる牧君と授
ハい先ふて馬上の引ふを先ハ一先ふ先主の道を

君ハ学ニ出ヒ七人ニシテ
一宮屋七年四十三ヲ新樹ハ
祇ハ拾ヨリ代ハ
其年、学ノ事ニ
新ハ四ハ
ヲ
ハ
ハ
ハ

殺スヿ至重セトヿ云ヒ化ヲ梗リ俗ヲ敗ルノ徒ハ其天誅ヲ
如何故ニ唐虞三代以来刑法アリテ聖人ノ最重スル所
ヒ古ハ劓剕宮大辟ノ五刑ニシテ異罪同罪合テ三千條
也漢ノ相国蕭何律九篇ヲ造リ罪ノ軽重細微ニ分チ
音楽ノ律十二調ノ外ニ出ス正声名和スルトヿニ准シ
テ律ト云名初テ起レリ歴代損益アリト云ヒ大概此九
篇ニ本ヅクト云リ迫代ニ及テハ大明律ヒ其精詳ヲ極
ム本朝公家ノ世法海内藤原不比等和ノ律十二巻ヲ
作リ其後武家ノ世ト成此律モ凌夷シテ海内戰国ノ餘
風ニ因循シテ今ニ至ル我藩ニハ死刑追放ノ二刑有テ

盗者ノ初犯ヲ専追放ニ行フ郭外方幾里或ハ幾郡ト限
リ禁錮遠迫ノ法アリテ一旦懲悪ニ似メリト云ヒ禁以外ノ地ニ
テハ衣食ノ便ヲ失フヿ弥切ナレハ縱令悪ヲ悛改センヿヲ欲ス
者モ飢寒ニ堪ザルノ憂已ニ生ス盗心遂ニ復生シ所在地
ノ害ト成如此ナル時ハ何ヲ以テ悪ヲ懲シ何ヲ以テ害ヲ去ンヤ
唯一国中ニテ害ノ所ヲ迁スノミ也是圭カ水ヲ治ル鄰国ヲ
以壅ト人ニ迫カラシヤ然レヒ初犯ハ死ヲ宥メ再犯ハ死ニ処
シ其差有リト云ヒ已ニナキノ再犯ヲ死刑ニ處スル時ハ則是
ヲ井中ニ陷レテ殺スニ似メリ如是ハ其罪虐彼ニアラスシ
テ是ニアリト云サルヿヲ得ス是旧典ヒトヿ云ヒ治平久シク

今ニ至テハ時勢人情ニ齟齬シ所置當ラサルヿアリ蓋シ
君侯嚴命ヲ下シ草センヿヲ議セシム大哉民ヲ恤ムノ德
封内ニ布ケリヿ永ク不朽ノ善政トスヘシ蓋今綿密ノ律ヲ
作テシメ国ニ施サルヿ其美言ヘカラスト云ヒ恐クハ頓ニ行シ
難カルヘシ故ニ先ヅ大ノ弊ヲ救ハシメバ其餘ハ悉推ス
臣愚ナリト云ヒ敢固辭スルヿヲ得サル職ニ列ス古今刑
法ヲ增損シ是ヲ簡易ニシテ僅ニ數條ヲ尤ニ錄シ誓類
シテ執政ノ府下ニ呈ス其精詳ナルヿ大明律ノ如キハ伏メ
後ノ君子ヲ俟ト云尓

宝暦四年甲戌夏五月

堀勝名頓首謹言

罪の軽キハ宮刑のみ用ひてやむ良重ハ殺ふ笞ちて刑を
眉をけり或ハ之を或ハ刺の徒ハ代て之に徒刑と名
付刑の者ハ切る限り笞ハ小笞ハ重て五十笞ハ杖を用ひ
者ハ二重て後の刑罰の示ふ方ハ上色の助けとなる(まを
とどめ)せ求めなりかつ(ま)聖国の名ほとて世内て一の
保障と宮ひ重テ三千三百の二ヲ以テ一ツ笞ハ今一ツハ
湯の重テ其者ハ年表ハ陽て敲ケて世赦ーて
拷く又笞の内宮ハ皆を打ち遣ふ(ま)ハ
葉とし市小笞とされハ浪陽て四
為に拷ふ(ま)ハ已ふ事の代を七ふ

以て[illegible]事をして死のさいに[illegible]業が[illegible]れ[illegible]能
[illegible]民となる者[illegible]
一[illegible]は[illegible]は[illegible]務とし[illegible]越[illegible]
君の[illegible]失[illegible]解隠[illegible]書[illegible]
[illegible]れ[illegible]実[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]
[illegible]れて[illegible]
[illegible]国[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の[illegible]を[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一宮廣[illegible]の[illegible]郡[illegible]の角井と云[illegible]て醫[illegible]

て再考[illegible]と云[illegible]

[illegible]内の医師[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一はじめのたとへたら世話の月番と云ふを定めこと　年行事
て惣中の局新の所ふるふ宮番の者ふ宮番の者又日毎に
其所の事仕て第の事をもはじめ先きつきより年行事新
年一番はじめ月番を日とふ用事を定二人二人宮
ワリ番を行ふ事なれば此月番の年行事新たに番
新たに番所中戸波一給料の新たに年行事ハ戸波し
なる新たに番所を除き定めるなり　称宮番
名の民俗の仕事を改めるもの　年番を置つる　長
はじめて宮番と云ふ宮番の内ふ宮番の者を
なる事いなる名ふ　称名以下　名なる仕く書付る

事ふと称ふて教中ふ市貞ヤ結ふれ市教さるる事ふ
て世界なる事ふ　ふ　ふ
一信仰七助信ふ世三百人を所　たる仕やはるの又宮ふ
祝仕信を家者したる日初年ふ年寄して其職ふけ
仕　年寄ふと　正月を祝　祝ふ　ふ
所て三百人ふ　中ふ　又前記年ふ世
祝三百人ふ　信仰ふ　ふ
て八和戸ふ　ふ　ふ
大ふ　引て　ふ　ふ
とそ引ずふ　ふ　ふ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四百ヤ流星紙くしてはものの中うさ者と

一夜の俗し定て保安安ものの中紙賀ハ始たる京新盛（ナシ）

をとみ孔子殷ハ家を継ぎ子の門松言ふ乃ち孔子義記

は祖を著く封書ハて組紙なる父の伊そふ子の七能を

計て拙弱のため「新福」として百城して新の俗行ったる

ぬるまうハ拙と（ものの新行ハ九百石ほど四とくハ俗て

拙されハ新聞いちとる京中のお米和和ほひて急う

代大方ハ子子ハ詩うび義記て二子三子委役を極めたう

財ハ医所基はなどハ拙医を以て学ものの孔ハ世祖に

（がくにて男摩米を拙て京を極みる者ハて世事和歌

孔ハ俗ハ口米とう（て拙毛道）を学ハしめるを拙て上百石

ハ俗て福とかハらる武ハ新ものを拙うて拙能ものハ家ものを

拙ハ新の福ハ俗て拙ものるとハく兵ハ警其警事以制其

食とハるもの子の子ハ新うるハ毛も孟子毛摩代御て

一宮摩七ものの代ハこの体育を極ものハ子拙たん子の子拙う

うてする（ハとく代ものて兵ハ自地（アカラニ）ハて子ものく

ものるとハるもて子拙のを新て俗く新孔孟新ハ俗

子の小仕失を成ものの子拙（正）ハ新の俗学ハ子ハ新京

新ハふ代俗を立らもたく学ものて俗ものの子人を十子拙

新て和ものとしものく職ハ孔ものハ（ものハ）

一宮屋八郎の代官所に行きて年貢の米を取り
かへ〳〵直して出すべきの由とて相〳〵
なりしかども一郎小姓（至て小柄
なる人）なれば代りかへ〳〵とて成行きて
ら長世話れなりもと形ん者心ざなりて下されば立腹なるも
の内をもかりひ〳〵ふ掛けて出屋に収蓄して四年いよ〳〵
行て来の事なる事なるよ掛かりて言葉の根まりしき郎
〳〵は相を無一て民の所をを〳〵みの米の俵を〳〵して高く苦
しむ故に庄屋の者を召上しあらひとなしして要無きな
れば天門の代官ちこなりて出張なるもの世出の民
ふかかりこれ有歌きよ　きとみ相の所に採取なるよ也

元年よりの新る民の代ひとなみ出張おとそ法ふかなる
すなをあるかなる指

一世出の民者一ら者屋業ふ徳うきれ宮屋十名の代ら代官ふ
中郎て来を徒者屋とて成新をされとも事成れを上を
きりれ事ふて事ふて事ふ人俵を拾ひ中郎坂
中の市ふ機織事れ所を定る所ふ西洋を
とそ元ふ者屋ふ上とふ代官所にてきけるう事ふ上
ふ者あるる成学一元事の採事し代て事をとそ事
一新を民ふ市ふ宮屋一ふて機具を身ふて来りね
元年ふ市ふ代ふ上ふ指地の女を三人まて成ふ事男女

[illegible]

一水仕舞之事とて[illegible]載せ[illegible]

[illegible]

一同後の[illegible]月この[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一大中[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ゆゑとかれいはやとよ今回とかの[illegible]の[illegible]新[illegible]たく人にハ
考へ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]事なりし部[illegible]を[illegible]ふらんとおもふ[illegible]
しをはり新考

一忠[illegible]を考へらるゝハ[illegible]ぬるもの[illegible]れども[illegible]の[illegible]初[illegible]
長良の民を[illegible]子孝子忠臣を[illegible]郡[illegible]考へ[illegible]ると其[illegible]と
くゆ[illegible]し[illegible]君[illegible]ゆ[illegible]風[illegible]倍[illegible]君[illegible]ゆ[illegible]者
年[illegible]多くして四十年[illegible]ゆ[illegible]ハ強[illegible]人[illegible]及[illegible]中
村忠[illegible]と[illegible]の其行状を[illegible]強[illegible]此[illegible]者[illegible]編
として世[illegible]布[illegible]ハ[illegible]年[illegible]たるものハ借[illegible]強
ひて[illegible]長高[illegible]ば[illegible]ば其

人の[illegible]ひて[illegible]金[illegible]を[illegible]又百[illegible]年[illegible]毎[illegible]
[illegible]初[illegible]年[illegible]月[illegible]年[illegible]
なく[illegible]木の風[illegible]ゆ[illegible]
を定[illegible]と[illegible]

一稲の[illegible]ハ[illegible]刈[illegible]て編[illegible]ハ[illegible]
[illegible]の民[illegible]ハ[illegible]たり[illegible]
[illegible]の[illegible]ハ稲[illegible]
を[illegible]小[illegible]
毎[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]稲[illegible]

ヤんるゝ室之丞（ソウ）一妻業

一夫婦共稼ひ一秋ふいそけるゝ（よしたゝねて家内の世話
者ひとやと之ひ如ひ我あるよ比竹本新十郎信政とよなる
るが極平素の務名社其任けよ（べき名ゝ）（ハ夜ゝ）
祿を無して暮ひ（ひとと）（ひし）子義ハ今一人を迎し（ひ）又ヤ
ハ今一人の方ハ変引しるふ信政（ふ）執（トリ）（き）ハ性乱を
極し（ひと）身ふ人人とし（ひ）る成正和を云ゝ子神ゝ
りしるふ二和迄ハ孫ふ信政ゝ中ふ信政て大業行
ト云感を布し政事を孫ひしよゝ年月ハ（ま）を切
の（ヒラ）（ハ）景（ケイ）景を以る国と（ハ）（ま）ゝ（ひ）ゝ信政ゝ先祖竹本小稚

宇惟政ハ（ハ）ハ市正ハ藤原氏の臣人ハて侍所多ゝ（ク）るゝ天
正の比ハ藤と相良と戦ハ（ふ）猶ゝ芸ゝ惟長と対ス
惟長ゝ子成上信ハ宇宗と云ふ藤ハ宇宗ハ
信ゝ子孫四郎ハ義ハ（ふ）ハ（ハ）ハ藤を迎き義ハ
入ゝの四郎ハて迎ゝ子ゝ（ふ）宇宗ゝ婿ゝ市郎惟成ハ
家ゝして執ゝ稼ゝて行（ま）ハ（ま）秋夏ハ（ま）ふ（ま）ゝ真し
毋母の（ま）ハ（ま）ゝ子ゝ毋ハ（ま）ハ二ゝ市ハ（ま）ハ（ま）ハ（ま）ハ
夫と（ま）ゝ（ま）ゝ伝政（ま）ハ成ふ（ま）ハ信政ゝ子ゝ（ま）ゝ
の如ハ家の業用（ハ）ハ業年（ヒ）（ト）年（ヒ）（ト）年
云ゝ

一流れる世のつひ[illegible]の写本のけ[illegible]きはけ[illegible]こと　[illegible]氏
恒を[illegible]れあひ仕事の事白河外様の[illegible]皆[illegible]
但し[illegible]月[illegible]乱用と定めて[illegible]を[illegible]集[illegible]月[illegible]
[illegible]と[illegible]く[illegible]ふ[illegible]事[illegible]
[illegible]旨を[illegible]又[illegible]者ふ[illegible]
[illegible]す[illegible]て[illegible]誠[illegible]
の[illegible]を[illegible]
一[illegible]
[illegible]
[illegible]

上総みる国に[illegible]を形して上ーさうきんハ百姓へてきけ
るものとは[illegible]ものなれハ[illegible]ふ[illegible]たりとも
[illegible]ーうるまとして[illegible]ふれて[illegible]おてめとやうハ[illegible]
無ーなるとして[illegible]の後[illegible]代[illegible]ものよ[illegible]刻之
なとに[illegible]ふる[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]仕てこそ[illegible]
[illegible]ものとして或ハ[illegible]ハ[illegible]なと[illegible]
ハ[illegible]ーやとやれハ百とよ祖
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
一宮庄[illegible]の[illegible]水[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]ふ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

為ふて矢を射るがごとく義尊の性は其的なるべきを
を成家に留人るゝ みなを大なるなく家の主か友和尚
長房朋友の仕かた舊を百姓として又義尊伝の者に
かを思ひて第一たり今の世は百姓とのちあるべくも
形ちなく世に出し事ひたるふ稲津頼秀と云ふ
義尊めんれ迎て五十四年にして病死 みてかの
四人なる絵ハまが仕をん四とのまの事 白系なる者き
やとゝ実ふ世は男ハ和ふきなめるとして其世実ふ
なるも刈 義尊ハ住めよ義尊に男女第十六以上
ちを軍ともの長者ちん家みは号沙を名さんべしと記

中ハ弱其弱を三ツ
男上 中 下
女上 中 下
右の定めて毎ハ世ハれハ我もと競ひ業る男女取分人
義尊幸意をめぐし小係より三十丈四十丈四とし方ハ
やの長ハ中事丈いたて四丈四人四との性を寄にたり行
ハ毎ハ大毎ハ小流にして川流の四人を安ク
病之ハ仕ハ農業を言みたくきれば性を寄ときて
義尊意主 地ハ百姓を船 性ハをして入ちんとハ
毎なるハれハ長と共ひ いさみて頭をたゝて口ハ讃ひ

古代を国と言ふ牧花元年名ハ質字ハ大素ふとて さる名の故
此ねう手紙ゆて 詩絶の祖頃の歌 みとて 歌法ふ写して
湯こ九年とす 歌小集弾ふ入て 世ふ梓行せうハ今
京ふ流し 和歌三十一首有 今略之
みげも 寄ふ云ゆる 歌ハ半
はつ花稲津 ハ伴う 神ふ 元成卿さんん みど 祖と
ゆうけるる 冨て 女子 はふ 世ひ 天 歌 ゆ ゆ ゆ 書 物り
ゆる 或 ゆの 方ふ 冨 こ ゆう ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ
歌 物 伝 ゆ ゆ 歌 ゆ 有 し 流 を さ ば し 世 の な と こ を 思
出ふ し て ん 冨 の 伝 る る も の 代 ゆ ふ 元 冨 さ ん と も 石 美 世 名
を 根 と ゆ も な し ハ 光 り 我 の し ゆ ん と 人 ゆ 流 う て 恨 ど

今 ゆ け ふ ゆ と い ゆ る ハ 代 と 言 ふ 元 成 た る ゆ る ゆ 去 性 を
物 く し て 陸 国 伝 ゆ の 北 海 ゆ 祖 税 帝 う て 五 角 是 ゆ る ふ
歌 物 言 ゆ く ゆ て 伝 ゆ ふ ゆ る を 伝 ゆ 三 ゆ の ゆ ふ 冨 を ふ
ゆ ー ま ん 若 を 期 ふ ゆ う ゆ ゆ し 冨 ひ ゆ ふ 行 仕 く 人
と 伝 ゆ ふ 世 こ ゆ せ て う ハ 歌 所 と よ 伝 ふ 冨 ゆ る ふ 月 ふ 冨 冨
を ゆ ひ う 元 冨 ゆ の 歌 冨 る ゆ の ハ 紀 四 ー 中 ゆ て 智 を 紀 ふ
牧 人 物 物 て 有 ゆ た う 京 れ ハ 冨 ゆ の ゆ と て 歌 の 冨 る ふ
通 た る せ く 冨 ふ と 言 て ゆ し ゆ う ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ
な ど 冨 て 色 を 冨 を 言 う 冨 し て な う く 冨 ゆ 比 ま る う ゆ ゆ
有 ゆ も て 万 葉 ど も ハ 長 ひ ゆ の 冨 う 若 ふ 冨 う さ る て 冨 ん

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一こて何出（も）ゑさしう取り屋に入の男子国を以て主を能
ら主人のかとて出ず屋敷をもて来りて方まう
一毎に三度よりはぎ（サギ）き作れ一てる四人（もなりしふ又のこ方
し云のさと者も）のらば者ふれたりもさせ其ものいとけ
方ものるふ主人はれ時（大海度五和一北藤をて手毎て
物ら殺ふ京土の出よとれ一みよと葉ようは也よく文こ
てられて景方なりし此山者の西詳ふ情もみまいくてのひて
人々ハ如ふ者ハ也ようう
一は是方木の如み新も生毎さん此内あてはとハ（ふハ方六七巳式）
の茅野也）世に流行也とて義元也と事あ（主ハ多くは

不の人ハ言（一君年新ふハハ切腹ふ者
をとめるよ毎き言ふて女子も）は無くてとうふ
ふ故を設けを以て一度流行し一日の月に民を先ハ
一ては義建んるとれある事ハ方ふり学人とき人西芝
の上ハてるは是ハ（一とて宮屋ハ人西原る
又国方の教の南西ふ三階ふ法て主部をる横ゆ（主
地獄もて能ハ不用の和ハ）とて国ハ数ハ抜ハ出ふ
三方ハ一巳ずつ四ハ水南る社とを下ふ成趣国とて役
京を人国茶西中西ふハたくい毒ハ所ハ是て主知を
廿ハ也一みひ四ふの人ハ第ハ言ふ社ハ浦く抜一

之てんぐ花もひのよ苦々者ども産さを勢をひろこ@た
も只酔月をとて称みるよ今るのあるよし孫さを[illegible]
てハ苦みくの人の句ハ苦てハ浦ハ浦ろ[illegible]人[illegible]
之ひみるるるるねく一年秀新の[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ石いく[illegible]ねもて俺きて[illegible]
羽の作本幸の石のいよ[illegible]方和方まとて@
ニ云ハ[illegible]ハなる之いて之[illegible]て人ハ衣食住の三ハ[illegible]
ハ共上を乗の皆奏ニ衣ニ是を清ま食ハ[illegible]をやめ孔
所い四七ハハぬもハる拾よ有もハ豆れ[illegible]本幸の尔ま
ハも俗ハ[illegible]ハハいみちくそよべき完ハ[illegible]人ハ若

を制ニ(さくよ)他ニ云ハ(一と怪しみよ云る所ニよて苦)
[illegible]ハ[illegible]ハ陵字彫備の所ハ[illegible]なるし)
一回豆の孔ハ方[illegible]会沢をの(くるハ氏厚の[illegible]ハ[illegible]
の和ハ聖ハ流をりるる家を[illegible]ハ[illegible]の縁ハ我て法師
を用ひ探千金と云ハ何の用ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
うたとるく一年長ハ尼麦[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
家庭の柱など[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
たて只空用ちんハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
之川らワセていうげらみ[illegible]ハ[illegible]

一原此脇の料は都の呉服屋にて定て上の品と仕ぐらべ
遣なりし故買の出る次の所を年〻まして買事
純木作をなるべく此者を仕ひ出さ（はきめれも人に除
かして別段者の為なと又ものをなう多くまて振
ばあるまは除をせて仕もしくの事
一銭拾貫文にて此方の内一貫大名武士に仕と拾ひ買の分差
出なびあひしに事ものつうよい商〻の和有事めてきりく
しかしい買出の訳なく少者の者めはは人を立者
とも係せんとなくしに元伝第り多くしい買い家和もの此
事もなく拾貫人を遣て到よ在りて如何拾ひ
多さう帰らせるべきさてく相と今日の人を出資
のこと時を能和を者〻者を者〻今分は者るる
やめる拾かし我も人を見のる和方和て
の奏を見けてくれ能拾拾ものと
めるけしかは元の大名を家
み拾みどは奏のよ方こ多
一者の一ヶ月の和と事る定め垂家平形所の人
拾拾和を者〻しのて事の拾拾しまし定と越の拾
のひ一和者
一銭拾貫文にて此方の方にて此内に出るる能内）常い者人

八とてふなるまゝの（きて宮の殿）しまて天皇たるハ有る
ことを面こ始るとて内もしは兵母とめる事ハ許してとるべ（ん）が我ハ
男にてはもしばとめたのいりしとこ）
一此義勢の初にてや有者んまるかて為ぬて何めやゝ永国
ゆゝ始るふいうして宮（書）き之国味ふ国る七国国を寄ゝ
始者れども義勇の作とも如して為ぬ
まとなるもしは言ふ（其国先れハ後部方大る為て異ゝ
れハ我めとたるふりめ国と文ひぼ（ま）と宮ひ
一江戸みて西北陸たる日参侍しふ内参ゝる
志摩ゝ金の国を此そよ高たゝ内松五母しれハ侍陸

前ゝ出て不ゝの内参の志ゝ安ゝと国ひ名れ事ゝて
世刻法（ま）たり長（きれハ安紀ゝ事ゝ）ト祖ふ我孫たるふん
なもを宮ひしふて国家おある石紀ハてしう
物ゝて国家を為ゝふ本後しゝふ内参ゝる七国ん
習ゝ事ゝも之れゝ宮ゝ中参れハ一を物ひそる石紀ハ歴我
ハせげりしやとゝ内ゝたるゝ
一す法を本しゝと宮文を為ふ宮ひ婚しも法ゝふ内国さ
ひ内歴ゝゝも世法ゝて月深婚ら世婚ら法内ゝ内ゝとて
宮生内ゝまりるるゝも内ゝるゝゝくてハあゝゝす
とて書と法ゝまるゝ世内るゝも内せざる石ハ世て細

をと孫よ業をせよ扨やもめハ仏さうるみんと云てひるしハ
家をさらすものも皆てくぐ業をしーなり
一我ハ家ハ者ハ拵職を家一みひそふ者ハ拵職の
家をと重て云ふ様なる成ハ世をせらる一日の内ハ男女
又とけをとすれ実ハ者ハ拵ハ者なとて
場よめく布しまん拵能め者ハ内ハ実ハ拵
万拵ふ〳〵さもハ社一向ニしまづ〳〵すれ都合宜敷をハね
毎仕事ハ能をとせをあひ〳〵浮ハ家ハ〳〵外さまほる
毎ほくたれ貧ハ万拵ハもの小拵もたらんハ出拵ハ〳〵
見る習ひ成ハ拵ハ出びて形計をせあひ拵ひけをとハ

ハをあをとせて之ひ拵ハ者ハ出ハ者ハ〳〵
ハをなくに書ハかくも有たよ
一未幼稚の内ハ豆腐ハ日ハ来れハ出ハ〳〵
到て書を付なく〳〵れ小ハ〳〵ハ〳〵と後ハ拵ハ
なく馬ハ拵ハ面さらなとをの内ハ祭くして付をさを
をとハ〳〵ハ内をハ拵ハ者ハ拵ハ者ハ者ハ
〳〵拵ひ〳〵ハとなく
一万拵ハ者をさして口をとハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ者人をたのハ〳〵空をけふハ拵ハ者ハ方ハ空口ハ者ハ
〳〵拵ハ者ハ拵ハ者ハ拵ハ者ハ拵ハ者ハ拵ハ者ハ拵ハ者ハ

面もちとも可愛と祝し給ひ

一二年前柳水と云る所に生涯ありしとか

あり其年新門せらるれば川波と番ひて和歌をかよ

はせ其ものすがたかくしてそれとも

姿にあらしとかはもの例つなるものゝ世話のきと云

はれうせみ〳〵すりしに恋たゝるる葉ゆしいけなき

内七はひいるふあせ人は怪きく

一静御前丈夫人は紀州大納言宗重の妹にして隆重卿に

嫁しのち男の事を毎日にて涙もはらはず

ゆしりしかれとも義経に限る故ひ彼の四毋はめ〳〵

世ふふ事なを付い蒙さの比本所辺の時を事〳〵ふ主時

ハ猫を刺て猫をぬき少を〳〵を生れ母なく猫てはよも食せ

なとに形すもこハ見を絶て味を〳〵ず猫ハ時二つ年せん

ふハ之四ち形のふ〳〵老りふ訳ふを乳所ふて江戸に年せ

其乳母のおとゝ人り乳をかゝて飼ふを猫はさを乳

〳〵侍坐して写しに大夫人ふ借長〳〵ふよ出ぎ〳〵ふて

且味の猫孫とやはるとつれ試て猫を拾よ一年ほのかとく

試てみひるる事犯猫の方に向て手ふの〳〵少を生産ふ

高称はよ命者ゆ〳〵猫ともしものふ四とて四とてるふふ

いしを拾てと云よ元空と乃れ宮出なと者〳〵ほと左程

のち怪の振るまひ天竺に出数の数なくだめ天の人を長
元の子孫なりしものに振るまひをいうらふ長う振る事天竺の
ぐるみ一せて出ぐらの久に所多の伯元セ一用人としてまと体
既に見るおてい初一天の西竺を振るまひの四方をめたら
初めもしい方初方を長ちんて向振るく法華かを聞いて
ぐらちんせヤセーうハ人の食初方ちんい場多法華かんすや
ける形るるとヤ世写もムるもとて法をりて法をは
一以来のさらーめふ共方を振ーたとも是を振み
長よとヤ外ーとまーかい皆こ振くに振るる方をるだろうーて
衛西光を長うみ常ふも供猿のるふ外てもを振セーる振こ

乙考れとも初も名めのよるハなうける事所法一振の人往食
せられるふ共猿ふ常を振振ふてうハ能猿のこのふれ
考て事ふきとヤされとしい写ーれ方とよまをを出ン
用られもよ伯るとふうこん猿新なと羅家ん方年なうを
字よみ方分原の西猿の米稲の実うて作人方をて猿ぬ
ーに斯てい不の振とをちんいを見の方の貢の本いて振るべき
をはいう考ーーとうを振をうーみ或の初方の振ふ見所の
多う重くだるるる考れとも色母と考ぬ猿新も人
うるず共盗年セしに能猿のこの用をも方のび振ふ
沙を西神のこに入らきて新るものなうしふ伊元の母元り

母のよそおいいけも世俗の面こ彩るものあるを怪しみ
はやすて世俗をとふ能く何元人和て まとをとるもてあり
或時世俗をにて宮打者て偏ひいくるれ物 二三枝ばか
二回もとるもバ少数法をといよ近江のを撰元て書きるを
世次しと世盛を教ふ事報めくの只文角いう社ら民を
幸若を稽こん幽能ばれと無をとるを只(ちく)福ふ沙
あし我も若ふ多の点高るを出元ら和て喰ひ数経
つこ回もこるば服部のもめども与拉さみ 平盛を
多もはうをかたない
一右ヒて大夫人婦徒外内一方に往書を為め元仏の女房

立ふい若ふ法でも竹セクハれども女の多いて生名法名を
もはく指を世内の者ふも多セ姓セさり 財を指こはく
外内して慶庭院の失ひひ 内ふて蔵業をも
くをセ法る(代をとて世内のをもをくをめ
うまふ内て家相者の死を切う好ば法社の代を物
なりをを女ふて和治セんも伊なれ代をこう只をそう
もこりう和ををそひをクのをとこ男分業を四人をを
男ふ角(ちすも)世しの自う製社を拾る式ふ(を男女
公こりう拾を社竹(も)とて出ふ文て拾くを
一男の四姉はう国の字の許ふ住ふひるう年ふ変分をセら

きたる斤山伯系といつる伯一条家の庶流といて伯を移きん
屋うゝゝる字厚年来利仕へきたりしかれども
しとゝゝ之崖しる崖ゝ移ゝ新て手を拭く書物て流うゝ
此姉つゝも古社宮よものをとゝいるせらもれゝ家の出屋年ふ
伝ゝゝ伯家生とものは伯家を計て中分ゝゝ
きた斤山はなの伯こ叶よ屋くゝよゝ多田貞分セかゝゝ
柳家の宮ひきゝやゝ社ゝもねゝ赤安の子にて四季の
多兎かゝ角かゝいろひ拭ひて、筆て詩てひつゝふいて
出ゝゝ宮ひきゝん言葉うゝ子のこれて四月ゝゝて宮ひ
きさんゝゝ出盤かゝめゝ出ゝ一刑滅のゝ出内の安度たら

なくてたれ指ゝゝゝ
一清ゝゝ出ゝて多の茂弟成者用人として出屋の伯ゝを使ケ
子にゝゝて子れよと定ひて子れよと宮子を伯日どゝを
を拭稿のおかたごろかよ子を出ゝ拭人ゝゝ成ゝ拭ゝ
涵ゝ子ゝゝこもの子ゝを成ゝ表人とゝ成ゝ表の
祇ゝゝ表伯休めて花を一にきふ詩のゝゝと中者ゝ
者も伯戦れふ拭細ゝて中ゝ拭ゝとて出ゝ月ふかけ
てきのゝゝ言葉拭ひきゝ月ゝゝゝ多ゝふゝつる
男方のゝいゝゝゝゝ出屋のゝゝの拭ふ屋ゝ者を屋と
立ゝれゝ移ゝゝゝゝて新さゝゝゝ拭ゝみゝと

人をまるふかりくと笑ふを聞ひ[illegible]大げくにくるとのをとして
仏壇の網をはるまを聞ひ[illegible]れ人くをまどのを笑ひて四ぬ
或時百姓仏壇を拭ひ[illegible]細きの下かて仏供の俗をふ
[illegible]仏壇で其所[illegible]紙をとりれ仏供を手下のきのをと
[illegible]る笑ひて[illegible]和尚写して[illegible]笑ひ[illegible]
[illegible]ふ[illegible]

一何箱とりかいて[illegible]おいれ其所ふ長ともくこふ
[illegible]さして[illegible]ぬ事ふやと四方をのを[illegible]
る世ふ世ふ[illegible]さは四[illegible]ん[illegible]仏たる[illegible]は[illegible]とを
上下ふ[illegible]も[illegible]長ともを我物のをふ[illegible]

面くにくる[illegible]とて[illegible]しの[illegible]
一世物先ふて俗ふ四[illegible]年[illegible]俗[illegible]仏[illegible]なとを[illegible]は我ふぬし
たりとも紙くをををおまりしやくよ俗の[illegible]ふ[illegible]
きにはおもをもを多かくををんまきくれぬれてけんふ
我物年物[illegible]ふかとて[illegible]をすみ[illegible]物[illegible]ひて
たくん学も[illegible]ん[illegible]たどくを[illegible]も[illegible]ふて
[illegible]をを[illegible]風[illegible]を[illegible]を[illegible]
[illegible]ん[illegible]ふ[illegible]ん[illegible]ふ[illegible]
[illegible]物や我ち[illegible]のおふ[illegible]ふ[illegible]
一[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]

てもあるべしとて月花の社に寄せて宮ひ
一世長生の為の為や素の俗とて素の素ふかし物ぎ多る俗を素
たう旅行の者に対しても勧るに所詮引る者なれば素にて迎める
が一とせ出雲政出て三年素にあるはまた作之れに所代の者
不い出せ多ふこれと形代なるが二者三者四と色させの人
が子に年にへきせ所なる事の保ぼ保くく考もい甚素くさう
なる者の色に変るく者何素を見ることなるべや一種俗いも氏
の素を好けーとの事めるまと新るとしいしらも素
一或る者の内保ふ人きふて夜る形代ひ保くついて安度こ
出て行ものいるふ良ぬ別れ少年きまき年宮ひ

定き身の方へ入せらるに社長ちとつるを主めもの小
もて来るとて鶴と引方世の角の色る少年を考たふ
者を たう三年ーも上度ロ人なく完先れ国学に保
元氏初ろん出ないはよもちろん出れて色の長に男完
出て計ーに男の出ロ物もして上度好新い物みなよ日と
ぼ三に第ら初ぼ人光ロ完もねも今ロ者ろうて新不
沼はかーたらんいるめ者ねる(まも計ら新ー光長ら世よ
と氏ハもろ保之色)ろ保ぼ度ふ陽ぬく世ろう新ろく上度
の門長ろーて日ろの人ものいるる七ちを立ー光もく出家
ま来ろれば上ろ保ぼる方ふる)たう〜あと完ぬ事か

家業は行ふるもの[illegible]やーくなとそしれと云ひ
出すもあるかやうなるものはさうなり
一常ふ家にはけふ云ふ[illegible]きめ[illegible]ぬ[illegible]
もはいろ花をひとも物みは[illegible]
者に[illegible]てのめと書にするあ[illegible]
又形ふ[illegible]ばく求めらもの[illegible]
すべうとしておを色みなりたくをも[illegible]
称まふもを物よみ品あのを[illegible]
由竹汁ふ物をて偽まて偽秋の[illegible]
一家屋ふ比喪書志のお奉祝をの用ひ(ならんと推しあひ

[illegible]
乃とて初ふうと云ふは仏をも物よ共作ふ知を用ひきもと
但しーうふ云ふ[illegible]ーにまふ我ふ[illegible]
用人形ふ我ふ[illegible]ふれふ異ふ[illegible]
を[illegible]ふ[illegible]ふれふ知ふて[illegible]
入をふ知ふ[illegible]ふ云ふ[illegible]ーは[illegible]異紙袋烟草入ねにさ
ふをでは[illegible]ふ特ふ[illegible]
[illegible]ふ用ふ云ふ[illegible]ふとて物ふをふ[illegible]用ふて物
物ふ[illegible]ふ貢ふ計の物注ふめ(きふふ物ふ[illegible]
一[illegible]ふ[illegible]ふ国ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
たり今日其行末を[illegible]
一国の業[illegible]
者とも[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一紀伊国[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一[illegible]

女の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一或[illegible]

[illegible]

たるこ[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

家ら出てくめのおさまとても出家ふい宰相ハ失敗ヲ一ヶ所ヲ
相なりてきれはなと言文相けはなとなりてひとりかど二条
又ハ女書きをんなも同ら〳〵家のるもろんれ相の事
ろ形任ら行ケ殿と書せろ〳〵きれハまあ夏ものかの
ろふうるん大体おいはるこんヲせられ一生しなまの中ヲ
ろ一自ヲ進ろてん事一芸の道も初かし〳〵且ハ我ふけるる
仕てんふ家ヲ中めをれら我ら〳〵と自家ハ弱を知こヤさ
はるとうはけ〳〵多ものこ三ふ人ハ部ハけるるふんとも其
書ろろ〳〵てハけも義ろ〳〵いけとも力ヲ将ヲ社ろハめと
なひ一日ヲふ三ろ〳〵ふ

一天ハ中ヲ世ハ家ふハ〳〵ヲ勇ろひ世ハ部ハ大ヲる持ケ
ムヲるる世ハ番ふ月ヲ異ヲ世ハ〳〵ヲれハ世ヲよりんろの家ハ
きれハ三ヲ月日一と言ヲれども大ヲさんハハ大も許し
ろハ一とて風ハヲ世ハ一ハふ一と家の色ヲ形て武たらし
ヲ世ハヲふ月夜ろ名ハめろひ御世ヲ部ヲ世ハ家ハ計ヲ世
とて以ハふ世ヲと接一持ヲん地ハ一本ヲ人ハ月ろふ
ろれきもハ月ヒ好ひいふ一本ヲ人ろ〳〵きよ大ヲみめ
やもたろヲて日ろ世一ハろ月ヲ我常ハ夢ハ正ろハ
ヲ家ハんろヲて我ヲ部ヲ部ヲれハ部ヲる持ヲるヲん
ろこと月ハ長ヲ上大ハハ部ヲ悔ヲ月ヲ見ハれども

我一生の紙かたくなを取あつたいふんれいはのもるかも此
ふの長ともに餓死させさしうしー社不義の義てをもて死ん
ぬいうどさせやうなもせて病よりもてもはひしー かく
なひしーかりあの事みて此こと言れ
ぬ程をはふの長ともにふ毎にくをて飢るあをせいハ
写かふかをひみてかしー
一或時情平貸のことを仕出せさ為て用ひ行ふる
をんなをくをのもとも出たんのおかを行くふ者ー我
毎元為てをもんと申せーういやくふのもんともも
多ーをよ今日を写くんを写ー まをりーかくさる

様ふーて拾ひ行とと申せーうまがふ毎ふ為ふ
ハとて御者をさせのひしーさん新者かくー出ふ為ふ
出ふの所ハをくをすーあをいい世ふの行ふ所ハをたく
みと用よやくーも有ー写かあるふ為ーく
一書世様の出ふ出ふ流ふ出ふ夢ふの神ふ出ふをふいて
仰ふ者ひかくハとくいみくふれいふよりも宮ふ出ふすふれ
出ふ方をしーふ出ふ部ふ写て出ふ行ふ内ふ為ふいとう
こーじふくまり紫米狂て社とて出ふ持ふ神ふとくーあを
りふの出ふ方改ふハふ為ふくふをふ風ふ向ふくふ為ふ為ふ為ふ為ふ
らいいふもトハ出ふ為ふも新ふ為ふて国ふ写ふ為ふて一

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

幸有て世ゝの人の為人なるを城ふ[illegible]て所と侍ん
ふなの京さたゝ[illegible]とぬらきて恨びさ[illegible]ふ[illegible]
母との人〻皆〻姫かゝ方〻めしもとて[illegible]
[illegible]

一又[illegible]長[illegible]宋[illegible]と[illegible]若頃肥后長徳
改[illegible]三十歌の詞有[illegible]今墨之
一[illegible]や[illegible]十人の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

龍江邸第夜将闌
筆似木華東海賦
昔時喜調空歌罷
独坐書條懐旧處

明月西風撑倚欄
樓同庾亮武昌看
今也朱絲誰復彈
秋来白髮不堪寒

古懐旧

一天地[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
一宮廣[illegible]
[illegible]